

【平成 30 年度の利用者負担額のイメージ】

切り替え

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（平成 29 年度）の市民税額 に基づく利用者負担額（保育料）					当年度（平成 30 年度）の市民税額に 基づく利用者負担額保育料						